

令和6年

第11回農業委員会総会議事録

令和6年11月6日（水）

射水市役所大島分庁舎大会議室

射水市農業委員会

— 議 事 日 程 —

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 議 事
- 4 報 告

— 本日の会議に付した事件 —

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議事（議案第1号から第3号）
日程第4 報告（報告第1号から第4号）

— 委員及び出欠委員の氏名 —

議 長 堀 正

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員（23人）

1 番	白山 一男	2 番	高原 和重
3 番	林 康弘	4 番	土佐 好廣
5 番	木下 栄作	7 番	山本 康雄
8 番	田邊 秀男	9 番	樋上 豊
10 番	島倉 忠悦	11 番	長谷 吉宗
12 番	長谷川 達夫	13 番	高橋 彰
14 番	堀 正	15 番	表 隆夫
16 番	齊田 博美	17 番	松井 正
18 番	明石 茂	19 番	末永 久義
20 番	炭谷 一三	21 番	坂井 吉三郎
22 番	瀧田 秀成	23 番	高越 博
24 番	山崎 善夫		

欠 席 委 員（2人）

6 番	川腰 康子	25 番	北田 幹夫
-----	-------	------	-------

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会期の決定

- 第3 議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農用地利用集積計画の公告について

- 第4 報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知等について
報告第 2 号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
報告第 3 号 農地法第4条の規定による届出の受理について
報告第 4 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 野崎 智延
主 査 高木 淳也

副主幹 村下 哲也
主 事 新保 有紗

射水市農林水産課

主 任 浅木 恵美

会議の概要

開会時刻 午後1時56分

議長（堀会長）

ただいまから、令和6年第11回の射水市農業委員会総会を開会いたします。出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。

これより本日の会議を開きます。

— 議事録署名委員の指名 —

議長（堀会長）

まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「22番 瀧田委員」「24番 山崎委員」を指名いたします。

— 会 期 の 決 定 —

議長（堀会長）

次に、日程第２の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日１日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

議長（堀会長）

異議なしと認め、会期は、本日１日とすることに決定しました。

— 議 事 —

議長（堀会長）

次に、日程第３ 議事についてお諮りいたします。
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

— （議案第１号の説明・表決） —

議長（堀会長）

まず、議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。
お諮りします。議案第１号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

全員挙手です。よって、議案第1号の申請については、許可することに可決されました。

— （議案第2号の説明・表決） —

議長（堀会長）

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

なお、本議案中、11番 長谷委員 に関する案件が含まれていますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退席をいたします。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

これより、地域の委員の意見に移ります。

議案第2号の申請番号18番について、事務局から説明をお願いします。

事務局（高木）

議案第2号の申請番号18番について説明します。

申請人は、現在市内の賃貸アパートにて妻と令和5年に誕生した長女の3人で生活しており、子供の成長とともにアパートでは手狭になることに加え、以前から将来的な子育ての協力を親に仰ぎたいとの思いがありました。そうした点を考慮した結果、申請人の妻の実家がある〇〇地内において住宅を建築する計画に至りました。

なお、主である〇〇氏は〇〇県出身で、将来的には営農作業や義理の父とともに農業に従事する考えを持っており、〇〇地区にある妻の実家から半径250メートル以内を範囲として検討を重ねてきた結果、義父から所有する農地において使用貸借権を設定する旨について了承を受けたので、申請地において住宅を建築することが最適であると判断したものです。

住宅建築においては、擁壁等を設置した上で周辺農地に土砂が流出しないことに努め、近隣に細心の注意を払う旨を誓約しており、加えて地元関係者からは同意を得ていますので慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（堀会長）

議案第2号の申請番号19番について、炭谷委員から説明をお願いします。

炭谷委員

議案第2号の申請番号19番について説明します。

申請人の受入は、昭和23年に主に包装用プラスチックフィルムの製袋加工及び販売等を目的として会社を設立しました。平成3年より現在の〇〇地内において事業を行っていますが、業績が好調なことから、既存業務の増産に対応するため、駐車場として利用していた既存地を廃して新たに倉庫棟及

び工場棟を整備したものです。現在、代替駐車場を近隣企業から一時的に借りて使用していますが、従業員の利便性を考慮した結果、このたび駐車場を新たに整備する計画に至りました。

倉庫棟及び工場棟の整備に際し、従業員駐車場 57 台・営業車駐車場 10 台を廃し、増産体制に伴い従業員 11 名の増員を行ったことから、駐車台数として計画している約 80 台分は妥当であると考えます。整備における候補地は、本社がある〇〇及び近隣地で、従業員の安全性や業務効率等を考慮した上で検討を重ねた結果、今回の申請地が適地と判断したものです。

新たな駐車場整備においては、隣接地に擁壁を設け周辺農地に土砂が流出しないことは当然として、雨水についてはアスファルト舗装した上で既存排水路に排出します。排水計画については調整池を設けた上で、土地改良区や県農林振興センターとも協議済みであり、地元を含めた各関係者からも同意を得ていますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（堀会長）

議案第 2 号の申請番号 20 番について、瀧田委員から説明をお願いします。

瀧田委員

議案第 2 号の申請番号 20 番について説明します。

申請者である譲受人は、現在〇〇市内の賃貸アパートにて夫婦 2 人で生活しており、将来的には子供を育てることを見据えた上で、今後アパートでは手狭になることから住宅建築について以前から検討し、このたび住宅の取得計画に至りました。

主である〇〇氏の実家は市内の〇〇地内で、同居について検討しましたが、実家敷地内において同居及び増築するには余裕がない状態です。

また、〇〇氏は高等学校の教師であるため転勤が多く、現在は高岡市内の学校に勤務しています。一方、妻は富山市内に勤務していることから、互いの通勤等に係る主要道路への交通利便性を特に重視しながら検討を重ねてきました。加えて、申請地である〇〇地区の商業施設や公共施設が充実していることに対し夫婦ともに魅力を感じており、将来的な子育て・教育環境面からも居住するにおいて適地であると判断したものです。

住宅建築においては、擁壁等を設置し近隣に土砂が流出しないことや周辺地に対して細心の注意を払う旨を誓約しており、関係各者からは同意を得ていますので慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

別段ないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。

議案第2号について、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声 起る)

議長(堀会長)

ご異議なしと認めます。

原案どおり承認することに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(堀会長)

挙手全員であります。

よって議案第2号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

— (議案第3号の説明・表決) —

明石会長職務代理者

次に、議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてお諮りします。

なお、本議案中、14番 堀委員、23番 高越委員 に関する案件が含まれていますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退席をいたします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(浅木)

議案書により説明。

明石会長職務代理者

これより、本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

高橋委員

何故議事に関係する委員は退席しなければならないのか。

事務局(高木)

農業委員会法第31条に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と規定されているため。

明石会長職務代理者

別段ないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。

議案第3号について、採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声 起る)

明石会長職務代理者

ご異議なしと認めます。

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

明石会長職務代理者

挙手全員であります。

よって議案第3号の農用地利用集積計画については、原案どおり決定することに可決されました。

— 報 告 —

議長（堀会長）

次に日程第4 報告です。

— （報告第1号の説明） —

議長（堀会長）

次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知等について議題といたします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

各案件について、ご了知をお願いいたします。

— （報告第2号の説明） —

議長（堀会長）

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

山崎委員

相続人が県外に住んでいる場合、従来通り耕作されるのか。

事務局（高木）

こちらで確認したところ、これまでは営農が借り受けて耕作している。一般的には、引き続き営農が耕作すると考えられる。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。

各案件についてご了知をお願いいたします。

— （報告第3号の説明） —

議長（堀会長）

報告第3号 農地法第5条の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

— （報告第3号の説明） —

議長（堀会長）

報告第3号 農地法第4条の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了解をお願いします。

— （報告第4号の説明） —

議長（堀会長）

報告第4号 農地法第5条の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了解をお願いします。

議長（堀会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられ

たことに感謝を申し上げます。

以上をもって令和6年第11回総会を閉会します。

閉会時刻 午後2時45分

令和6年第11回 農業委員会総会その他協議・報告事項

1 次回開催場所と時刻について

- ・開催日 令和6年12月6日（金）午後2時から
- ・会場 射水市役所大島分庁舎3階大会議室

2 令和6年度富山県農業委員会研修大会

- ・日時 令和6年11月13日（水） 13時30分～16時まで
- ・会場 アイザック小杉文化ホール ラポール「ひびきホール」
(射水市戸破1500番地)

3 農地利用状況調査の結果について

議 長

署名委員

署名委員